

京都市消防局訓令乙第4号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防水災警防規程の一部を次のように改正する。

平成22年9月10日

京都市消防局長 三浦 孝一

第2条第1号中「暴風雨等」を「暴風等」に改める。

第10条の表中

「

本市の市域（以下「市域」という。）に大雨及び洪水に関する気象注意報が発令されたとき。

市域に大雨，洪水，暴風雨等に関する気象警報（以下「警報」という。）が発令され，かつ，小規模な水災が発生した場合において，局本部長が必要と認めるとき。

を

」

「

気象庁が本市の市域（以下「市域」という。）に，大雨又は洪水に関する気象注意報を発表したとき。

気象庁が市域に大雨，洪水又は暴風に関する気象警報（以下「警報」という。）を発表し，かつ，小規模な水災が発生した場合において，局本部長が必要と認めるとき。

に改める。

」

第11条の表水災警戒警防態勢の項中「市域に警報が発令された」を「気象庁が市域に警報を発表した」に改める。

第26条中「場所等へ」を「場所等の」に改め、「消防隊等を派遣し、」を削り、「及び監視」を「, 監視又は指導」に、「行わせる」を「速やかに実施する」に改める。

第27条中「第14条」を「第21条」に、「第36条」を「第36条第7項において準用する同法第28条第1項」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成22年9月11日から施行する。